

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	児童扶養手当の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本市は、児童扶養手当の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

古河市長

公表日

令和7年3月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童扶養手当の支給に関する事務
②事務の概要	・児童扶養手当法に基づく受給資格者の管理 ・支給額の決定及び支払 ・認定請求の処理 ・現況届の処理 ・その他の届出等 申請、届出等は窓口、郵送及びサービス検索・電子申請機能で受領する。 処分通知等は郵送、マイナポータルのお知らせ機能で通知する。
③システムの名称	児童扶養手当システム、宛名管理システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能(マイナポータル)、申請管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 受給者台帳情報ファイル 2. 扶養者情報ファイル 3. 支払情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表 第56項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第29条各号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	【提供】 ・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第19条、第22条、第44条、第83条、第91条、第92条、第127条、第143条、第157条、第163条 【照会】 ・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第83条各号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	古河市 福祉部 こども政策課
②所属長の役職名	こども政策課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	古河市 総務部 総務課 茨城県古河市下大野2248番地 電話0280-92-3111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	古河市 福祉部 こども政策課 茨城県古河市下大野2248番地 電話0280-92-3111
9. 規則第9条第2項の適用	
	[]適用した
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	本人からのマイナンバー取得を徹底し、目的外の入手が行われることはない。本人からの取得がどうしても困難な場合のみ、本人の了承を得て住基ネット照会に4情報または住所を含む3情報による照会を行う。また、児童扶養手当事務では、上記のほか下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの場合においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号および本人情報の入力 ・特定個人情報の記載のある申請書等の保管 ・個人番号および本人情報が記載された申請書の廃棄	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	本人からのマイナンバー取得を徹底し、目的外の入手が行われることはない。本人からの取得がどうしても困難な場合のみ、本人の了承を得て住基ネット照会により4情報または住所を含む3情報による照会を行う。また、児童扶養手当事務では、上記のほか下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの場合においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号および本人情報の入力 ・特定個人情報の記載のある申請書等の保管 ・個人番号および本人情報が記載された申請書の廃棄	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	古河市子ども部子育て応援課	古河市 健康福祉部 子ども福祉課		
平成29年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	鮎川喜代	子ども福祉課長 尾花 仁		
平成29年4月1日	8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問合せ 連	古河市 子ども部 子育て応援課 古河市下大野2248番地 電話0280-92-3111	古河市 健康福祉部 子ども福祉課 茨城県古河市下大野2248番地 電話0280-92-3111		
平成29年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 一つの時点の計数か	平成26年11月30日 時点	平成29年4月1日 時点		
平成29年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数 一つの時点の計数か	平成26年11月30日 時点	平成29年4月1日 時点		
平成30年1月19日	公表日	2017/4/1	2018/3/1		
平成30年1月19日	1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の内容	・児童扶養手当法に基づく受給資格者の管理・支給額の決定及び支払	・児童扶養手当法に基づく受給資格者の管理・支給額の決定及び支払		
平成30年1月19日	1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③ システムの名	児童扶養手当システム、宛名管理システム、中間サーバー	児童扶養手当システム、宛名管理システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能		
令和1年6月28日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 一つの時点の計数か	平成29年4月1日 時点	令和元年6月28日 時点		
令和1年6月28日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数 一つの時点の計数か	平成29年4月1日 時点	令和元年6月28日 時点		
令和1年6月28日	Ⅳリスク対策	記載なし	新規記載	事後	様式の変更に伴う変更
令和1年6月28日	公表日	2018/3/1	2019/6/28		
令和2年6月30日	公表日	2019/6/28	2020/6/30		
令和2年6月30日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 第37項	番号法第9条第1項 別表第一 第37項 行政手続における特定の個人を識別するため		
令和2年6月30日	4. 情報ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の	番号法第19条第7号 別表第二(第12,15,26,30,47,64,65,87,116項)	【提供】 ・番号法第19条第7号 別表第二(第13項、第		
令和2年6月30日	5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	古河市 健康福祉部 子ども福祉課	古河市 福祉部 子ども福祉課		
令和2年6月30日	8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問合せ 連	古河市 健康福祉部 子ども福祉課 茨城県古河市下大野2248番地 電話0280-92-3111	古河市 福祉部 子ども福祉課 茨城県古河市下大野2248番地 電話0280-92-3111		
令和2年6月30日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 一つの時点の計数か	令和元年6月1日 時点	令和2年6月1日 時点		
令和2年6月30日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数 一つの時点の計数か	令和元年6月1日 時点	令和2年6月1日 時点		
令和3年9月10日	公表日	令和2年6月30日	令和3年9月10日		
令和3年9月10日	4. 情報ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の	【提供】 ・番号法第19条第7号 別表第二(第13項、第	【提供】 ・番号法第19条第8号 別表第二(第13項、第	事後	
令和3年9月10日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 一つの時点の計数か	令和2年6月1日 時点	令和3年6月1日 時点	事後	
令和3年9月10日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数 一つの時点の計数か	令和2年6月1日 時点	令和3年6月1日 時点	事後	
令和4年11月28日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 一つの時点の計数か	令和3年6月1日 時点	令和4年6月1日 時点	事後	
令和4年11月28日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数 一つの時点の計数か	令和3年6月1日 時点	令和4年6月1日 時点	事後	
令和5年5月16日	1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	児童扶養手当システム、宛名管理システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能	児童扶養手当システム、宛名管理システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能	事後	
令和5年5月16日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 一つの時点の計数か	令和4年6月1日 時点	令和5年5月1日 時点	事後	
令和5年5月16日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数 一つの時点の計数か	令和4年6月1日 時点	令和5年5月1日 時点	事後	
令和7年3月31日	公表日	2023/5/16	2025/3/31	事後	
令和7年3月31日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 第37項 行政手続における特定の個人を識別するため	番号法第9条第1項 別表 第56項 行政手続における特定の個人を識別するため	事後	
令和7年3月31日	4. 情報ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の	【提供】 ・番号法第19条第8号 別表第二(第13項、第	【提供】 ・番号法第19条第8号	事後	
令和7年3月31日	5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	古河市 福祉部 子ども福祉課	古河市 福祉部 こども政策課	事後	
令和7年3月31日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	子ども福祉課長	こども政策課長	事後	
令和7年3月31日	8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問合せ 連	古河市 福祉部 子ども福祉課 茨城県古河市下大野2248番地 電話0280-92-3111	古河市 福祉部 こども政策課 茨城県古河市下大野2248番地 電話0280-92-3111	事後	
令和7年3月31日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 一つの時点の計数か	令和5年5月1日 時点	令和6年12月1日	事後	
令和7年3月31日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数 一つの時点の計数か	令和5年5月1日 時点	令和6年12月1日	事後	
令和7年3月31日	Ⅳリスク対策 8.入手を介在させる作業、11.最も優先度が	記載なし	新規記載	事後	様式の変更に伴う変更